

## 江東内部河川における船舶の通航方法 Q&A

**Q1** 通航方法は、現地ではどのようにして示されるのですか？

**A1** 現地には所定の標識を設置して、通航方法を表示します。例えば、減速区域では、「引き波禁止」の標識により表示します。なお、通航方法の範囲等の詳細については、水域図で御確認いただきますようお願いいたします。



(引き波禁止)

**Q2** この通航方法の法的位置づけはどうなっていますか？

**A2** 「江東内部河川における船舶の通航方法」は、河川法第28条及び河川法施行令第16条の2第3項の規定に基づき、河川管理者が指定するものです。なお、江東内部河川船舶利用区域を通航する船舶には、この通航方法のほか、水上の通航保全と危険防止を目的とした「東京都水上安全条例」が適用になります。

**Q3** 減速とはどのくらいのスピードをいうのでしょうか？

**A3** 江東内部河川では、船舶の種類、大きさ、積載貨物量、船舶と河岸との位置関係、船舶の速さ等によって、航走波の大きさや速さ、方向等が変わります。このため、「江東内部河川における船舶の通航方法」では、船舶の速度を規制するのではなく、第16条で「船舶又は河岸の自然環境に航走波による支障を与えないように減速しなければならぬ」としています。現地で航走波の状況を見ながら、通航していただく必要があります。

**Q4** 江東内部河川を航行している船舶はどのような種類があるのでしょうか？

**A4** 江東内部河川では、動力船と非動力船が通航しています。動力船では、はしけや屋形船、プレジャーボート等があります。非動力船では、各種手こぎボートがあります。手こぎボートは進行方向と逆方向を向いて漕いでいるため、動力船は、付近を通航する手こぎボートに注意して通航する必要があります。また、手こぎボート利用者自身も注意を払いながら通航してください。

**Q5** 衝突等した場合の連絡の義務は必要なのですか？

**A5** 事故を起こした当事者は、まず、事故の程度や被害に応じて、警察、消防などへ連絡し、安全を確保してください。次に、河川、河川管理施設または工作物を損傷し若しくは汚損したとき又はそのおそれがあるときは、事故の概要等を次ページの表の連絡窓口へ届け出る必要があります(通航方法第8条)。

**Q6** 「江東内部河川における船舶の通航方法」は、どのように周知していくのですか？

**A6** 東京都建設局では「江東内部河川における船舶の通航方法」が周知されるよう、現地への標識の設置、ホームページへの掲載、パンフレットやこの通航ガイドの配布等を実施します。

**Q7** 通航方法に違反した場合はどうなりますか？

**A7** 「江東内部河川における船舶の通航方法」は、船舶の運航者に自主的に守ってもらうべきものです。違反者には巡視等において指導、警告を行います。それでも改まらない場合には、河川法施行令第60条に基づき30万円以下の罰金に処せられることがあります。

## お問い合わせ・ご連絡窓口

### 通航方法全般に関する問い合わせ先

東京都 建設局 河川部 指導調整課・計画課  
電話 (03)5320-5407 (03)5320-5413

### 河川で事故などが発生した場合の届け出先

緊急の場合は**110**番へ  
それ以外の場合は、最寄りの各警察署へご連絡ください。

- ・東京湾岸警察署 (03)3570-0110(代)
- ・向島警察署 (03)3616-0110(代)
- ・深川警察署 (03)3641-0110(代)
- ・本所警察署 (03)3634-0110(代)
- ・城東警察署 (03)3699-0110(代)
- ・小松川警察署 (03)3674-0110(代)

### 河川管理施設を損傷した場合等の連絡先(通航方法第8条関係)

窓口	管理施設名称	区内の河川
東京都 建設局 江東治水事務所 水門管理課 〒135 -0024 東京都江東区清澄一丁目2番37号 電話 (03)5620-2493(直)	源森川水門 扇橋閘門 竪川水門 新小名木川水門 木下川排水機場 小名木川排水機場 清澄排水機場 北十間川樋門	
墨田区 都市整備部 都市整備課 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話 (03)5608-6294(直)		旧中川(右岸・西側)、 北十間川、竪川、 大横川、横十間川
江東区 土木部 施設保全課 〒135-8383 東京都江東区東陽四丁目11番28号 電話 (03)3647-2538(直)	平久水門 洲崎南水門 仙台堀川サイフォン	旧中川(右岸・西側) 北十間川、小名木川、 仙台堀川、平久川、 大横川、横十間川、 大横川南支川、 大島川西支川
江戸川区 土木部 水とみどりの課 〒132-8501 東京都江戸川区中央一丁目4番1号 電話 (03)5662-0320(直)		旧中川(左岸・東側)
国土交通省 荒川下流河川事務所 小名木川出張所 〒136-0072 東京都江東区大島八丁目33番26号 電話 (03)3681-6131(直)	荒川ロックゲート	